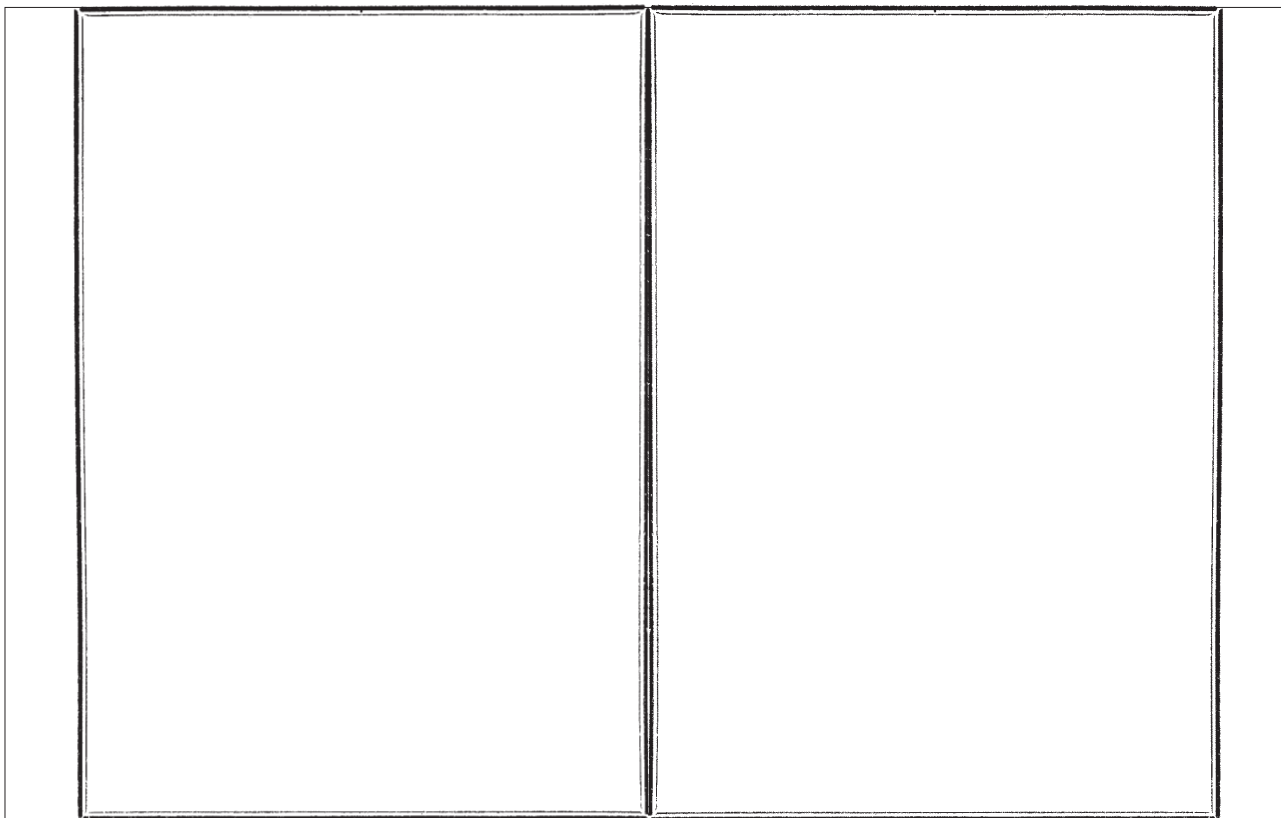
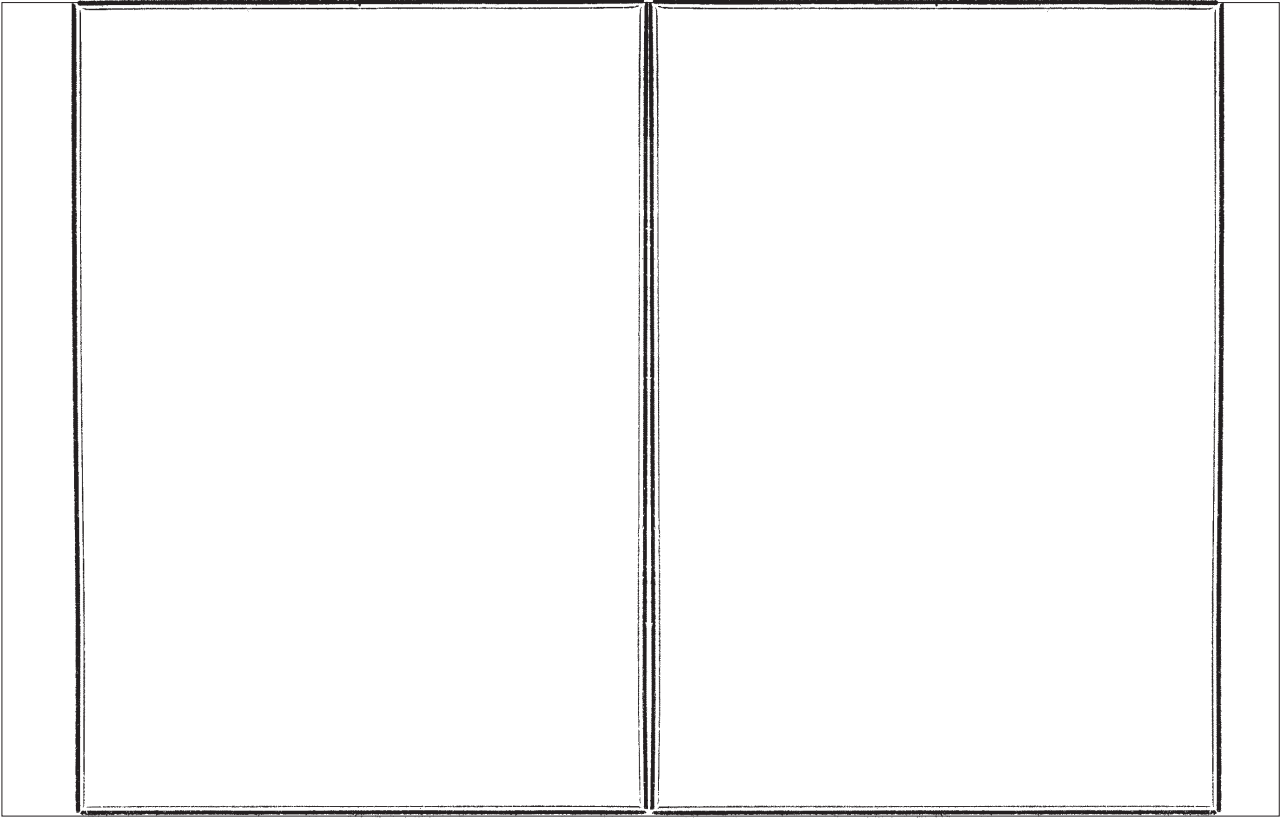


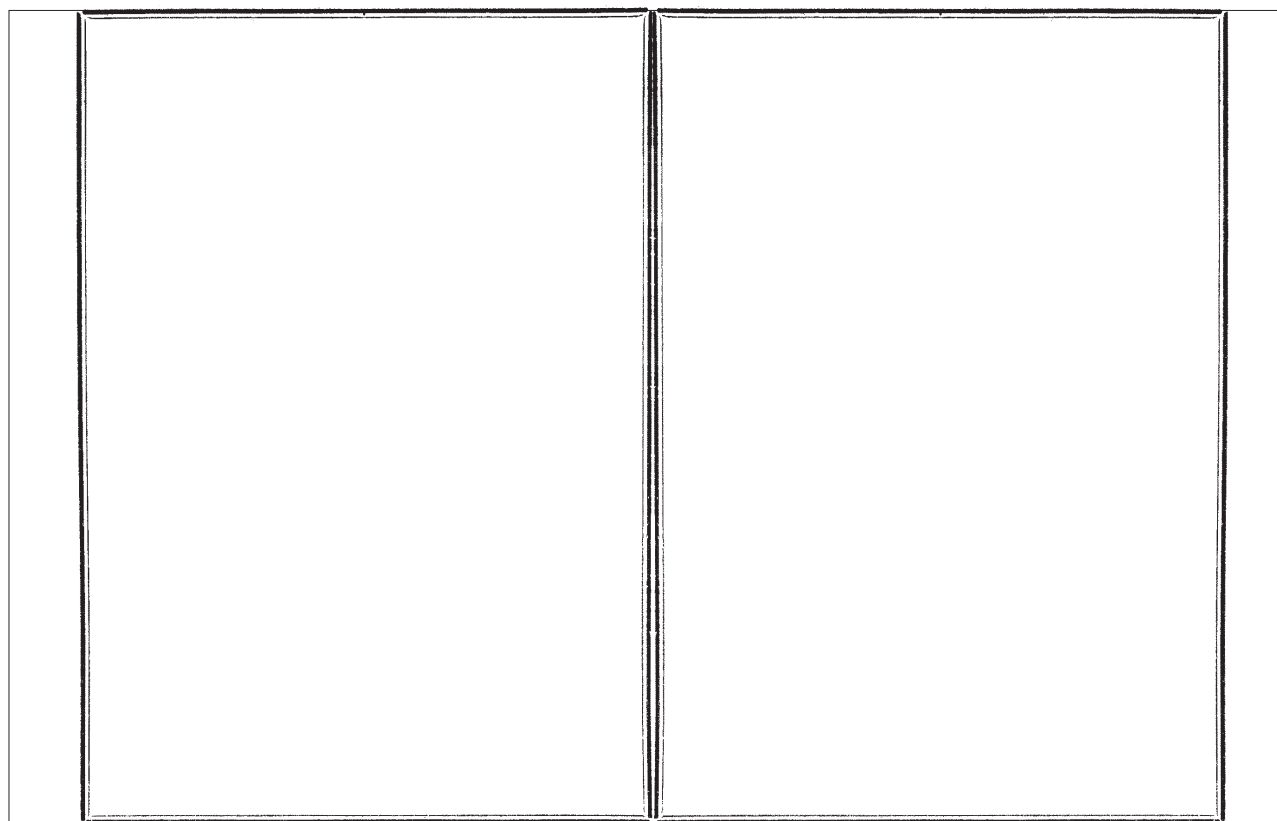
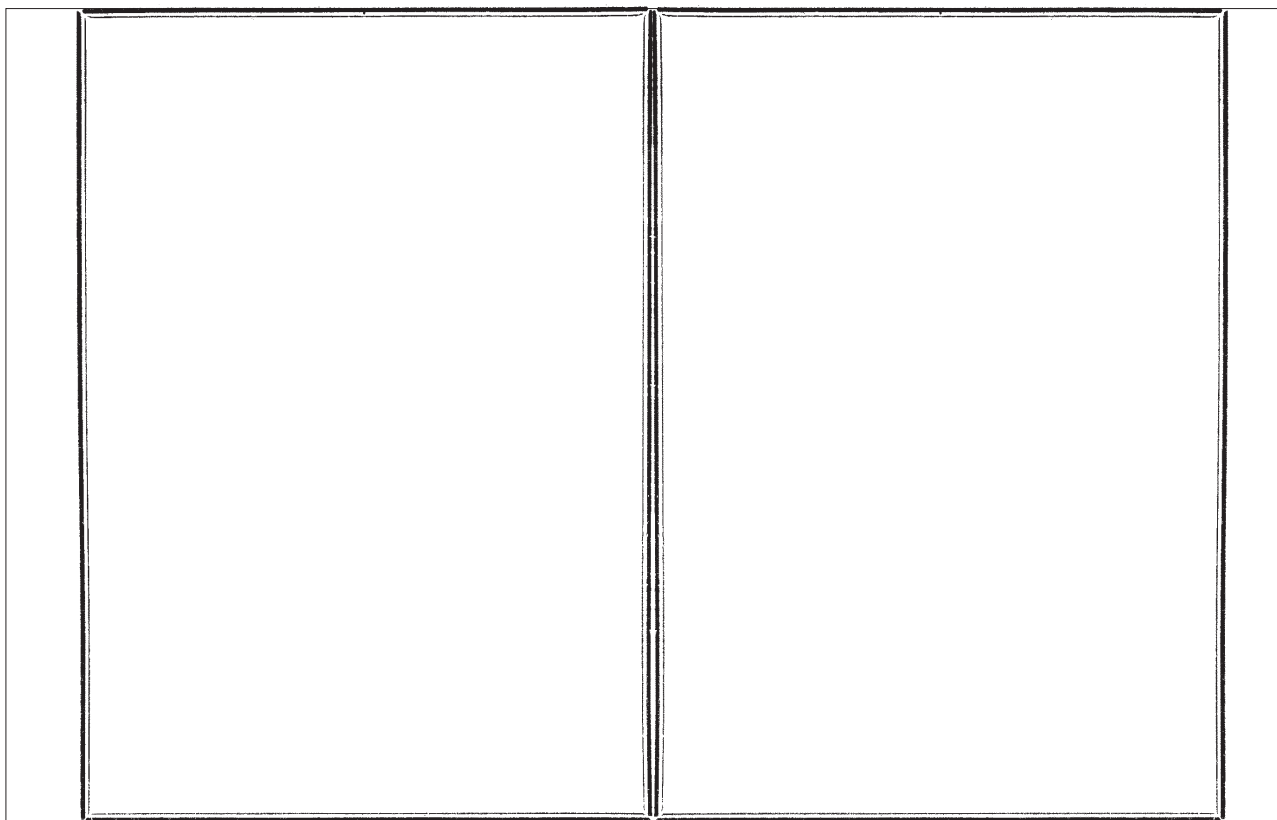
明治四十五年
大正元年
民團事務報告

天津居留民團



(1)		(2)	
明治四十五年 民團事務報告目次			
(一) 庶務部			
一、行政委員	一	一五、吏員の異動及現在員	三〇
二、行政委員の事務分担	三	(二) 財務部	三二
三、行政委員會議及議事件名	四	一、出納検査	三二
四、出納検査員	四	二、豫備費支出	三二
五、新條例及改正規則	二二	三、電車会社の配當金と營業人力車鑑札料不足額の受領	三三
イ、民團公設墓地條例	二二	四、臨時防疫費決算	三三
ロ、天津尋常高等小學校學則中改正	二二	五、取得、營業、雜種課金負担者數	三四
六、消防に關する件	一四	六、明治四十五年大正元年度居留民團歳入出總豫算	三八
七、巡捕増員	一四	七、明治四十五年大正元年十二月末現在居留民團財產表	四六
八、警備費國庫支辦に關する再請願	一五	(三) 學務部	四九
九、天津電話制度改良問題	一七	一、天津尋常高等小學校	四九
一〇、共同屠殺場設立に關する照會	二四	イ、天津小學校紀念祝賀會	五〇
一一、福田技師解任と共立病院補助額の増加	二七	ロ、夏期講習員派遣	五一
一二、天津幼稚園補助と共立學堂補助額の増加	二八	ハ、天津小學校學則改正に關する認可	五二
一三、道路寄附	二八	ニ、小學校職員研究會	五三
一四、電燈料金値下に關する認可	二九	ホ、諸會	五三
		ヘ、教職員	五三
		ト、卒業生及生徒數	五四

(3)		(4)	
(目次終)			
(四) 土木部			
チ、伏見宮殿下紀念文庫	五四	ニ、兒童用椅子及電燈の寄附	六五
リ、仙波少將紀念圖書	五五	ホ、電燈の減少	六六
二、日本圖書館	五五	ヘ、ベンチ及葡萄棚の塗替	六六
イ、評議員	五五	(五) 衛生部	六六
ロ、購入及寄附書籍雜誌	五六	一、傳染病患者	六六
ハ、明治四十五年、大正元年中國書借覽人員表	五九	二、種痘の施行	六六
		三、清潔法の施行	六八
一、墓地理立工事	六〇	四、下痢症流行に關する諮問	六八
二、道路修繕	六〇	五、傳染病室收容患者取扱に關する通知	七〇
三、下水溝新設と修繕	六一	六、傳染病患者相互通知に關する件	七〇
四、大和街道の撤水	六一	七、傳染病室内消毒室の改築	七一
五、撤水區域の擴張	六一	八、水道給水場の増設	六二
六、街燈の新設と燭光の變更	六二	九、水道使用者の増加	七三
七、道路の補修	六三		
八、街樹の補植	六三		
九、大和公園	六四		
イ、戰役紀念碑石柵工事	六四		
ロ、公園内の取締	六五		
ハ、樹木及草花の栽植	六五		



天津居留民團事務報告

(自明治四十五年一月至大正元年十二月)

一、庶務部

(一) 行政委員

昨年三月改選の行政委員は本年三月任期満了に付同月改選せられ其後歸期辭職の爲め多少の異動あり左に本年中に於ける議長、議長代理者、會計主任及び行政委員を擧ぐ

議長	長 峰 與一	四十四年六月就任、四十五年三月任期満了
議長代理者	長 峰 與一	四十五年三月重任
會計主任	鈴木 敬親	四十四年三月就任、四十五年三月任期満了
會計主任	鈴木 敬親	四十五年三月重任
行政委員	豐岡 保平	四十四年七月就任、四十五年三月任期満了
行政委員	豐岡 保平	四十五年三月重任
行政委員	鈴木 敬親	四十四年三月就任、四十五年三月任期満了
行政委員	鈴木 敬親	四十五年三月重任
行政委員	吉田房次郎	同上

(1)

福山 義春	同上	同上
中山 晋	同上	同上
高柳 松一郎	同上	同上
豐田 鑑吉	同上	同上
成川 容二郎	同上	四十五年二月七日辭任
菊池 季吉	同上	四十五年三月任期満了
長峰 與一	同上	同上
松岡 保之助	同上	同上
長峰 與一	同上	四十五年二月上、同 上
鈴木 敬親	同上	同上
西村 博	同上	同上
吉田房次郎	同上	同上
豐岡 保平	同上	同上
福山 義春	同上	同上
菊池 季吉	同上	同上
藤田 語郎	同上	同上
富成 一二	同上	同上
森 治郎	同上	同上
松岡 保之助	同上	同上

(2)

(二) 行政委員の事務分担

財政	福山 義春	四十四年三月より四十五年三月迄
財政	成川 容二郎	四十四年四月より四十五年三月迄
財政	福山 義春	四十五年三月より
學務	森 治郎	同上
學務	高柳 松一郎	四十四年三月より四十五年三月迄
學務	鈴木 敬親	四十四年四月より四十五年三月迄
學務	鈴木 敬親	四十五年三月より
學務	西村 博	同上
學務	吉田房次郎	四十四年三月より四十五年三月迄
學務	福山 義春	同上
學務	菊池 季吉	四十四年六月より四十五年三月迄
學務	菊池 季吉	四十五年三月より
學務	吉田房次郎	同上
學務	福山 義春	同上

(3)

衛生	豐岡 保平	四十四年四月より四十五年三月迄
衛生	中山 晋	四十四年六月より四十五年三月迄
衛生	松岡 保之助	四十五年二月より四十五年三月迄
衛生	藤田 語郎	四十五年三月より
衛生	富成 一二	四十五年三月より同年六月迄
衛生	豐岡 保平	四十五年三月より
衛生	松岡 保之助	四十五年六月より

(三) 行政委員會數及議事件名

本年中に於ける行政委員會數は二十一回、回算決議六回、臨時決議二回、其議事件數百十八件にして内再議五件、調査二件、委員附託十六件、可決七十七件、否決十一件、承認五件、撤回二件なり其月日及件名左の如し

第一回 四十五年一月十五日

一、豫備費支出認可申請の件	可決
一、特別基金決算の件	承認
一、新規取得課金負担等級決定の件	修正可決
一、新規營業課金負担等級決定の件	修正可決
一、四十五年度取得課金負担等級決定の件	委員附託
一、四十五年度營業課金負担等級決定の件	委員附託

(4)

(5)

一、四十四年度特別會計臨時防疫費決算の件	承 認
一、四十三年度民團剩餘金支出に關する件	承 認
一、四十五年度民團歲入出總豫算案	委員附託
一、圖書館評議員囑託の件	可 決
一、小學校教員増俸の件	可 決
一、新年宴會開催の件	可 決
一、土地調査に關し地保備入の件	可 決
一、豫算編成に關する特別審査委員選定の件	可 決
一、宿直内規改正案	可 決
一、營業課金負担者異議申立の件	可 決
一、雜種課金負担等級變更の件	可 決
一、新規營業課金負担等級決定の件	可 決
一、料理店税及酌婦税減額願の件	可 決
一、藝妓税減額及置屋税免除願の件	否 決
一、行政委員事務分担の件	可 決
一、四十五年度民團歲入出總豫算案	修正可決
一、墓地築造審査委員補欠の件	可 決

(6)

一、四十五年度特別會計臨時防疫費歲入出決算承認の件	可 決
一、四十三年度民團剩餘金支出事後承諾を求むるの件	可 決
一、共立病院補助費増額願の件	委員附託
一、天津幼稚園補助費増額願の件	委員附託
一、墓地築造の件	(財源調査會提案)
一、諸車登録手数料徴收の件	(同) 委員附託
一、營業課金條例改正案	(同) 同上
一、取得課金條例改正案	(同) 同上
一、雜種課金條例改正案	(同) 同上
一、天津幼稚園補助費請願の件	四十五年三月一日 否 決
一、墓地築造の件	可 決
一、諸車登録手数料徴收の件	調 査
一、營業課金條例改正案	否 決
一、取得課金條例改正案	否 決
一、雜種課金條例改正案	否 決
一、四十五年度民團歲入出追加豫算案	撤 回
第五回	四十五年三月八日

(7)

一、墓地使用條例案	修正可決
一、東建物會社道路寄附願に關する件	可 決
一、豫備費支出認可申請の件	可 決
一、修道用材料及街樹購入の件	可 決
一、小學校用植樹購入の件	可 決
一、居留地警備費に關する再請願の件	可 決
一、行政委員事務分担の件	可 決
一、福田技師解任の件	可 決
一、民會囑託書記手當支給の件	可 決
一、幼稚園補助費に關する件	可 決
一、小學校囑託教員増俸の件	可 決
一、道路寄附に關し謝意表彰の件	可 決
一、東京建物會社より申出に係る電燈料金値下げの件	可 決
一、小學校教員増俸の件	可 決

(8)

一、天津電話局より照會に係る電話制度及使用料改正の件	委員附託
一、新規營業課金負担等級決定の件	修正可決
一、新規取得課金負担等級決定の件	可 決
一、招魂祭執行に關する件	可 決
一、天津武術會より出願の大和公園内使用願の件	否 決
一、財源調査會に關する件	撤 回
一、施療患者に關する件	可 決
一、佛國工部局より照會の萬國橋電車復線布設の件	可 決
一、支那人課税に關する件	再 議
一、公園内北清戰役紀念碑鐵柵建設の件	再 議
一、電話制度改良に關する件	再 議
一、清國駐屯軍司令部より交渉の専用水道料金の割引に關する件	修正可決
一、新規營業課金負担等級決定の件	修正可決
一、新規取得課金負担等級決定の件	修正可決

<p>一、清國駐屯軍司令部より照會の水代割引に關する件 可決</p> <p>一、遙拜式舉行の件 可決</p> <p>一、水道看守人増員の件 可決</p> <p>一、請願巡捕に關する件 可決</p> <p>臨時委員會 大正元年八月廿五日</p> <p>一、遙拜式舉行に付設備並に服裝に關する件 可決</p> <p>第二回 大正元年九月廿一日</p> <p>一、東京健物會社出願電燈料金値下の件 委員附託</p> <p>一、支那人課金賦課徴收に關する件 委員附託</p> <p>水道延長の件 可決</p> <p>一、明治四十四年度民團歳入出決算 承認</p> <p>一、明治四十四年度特別會計臨時防疫費歳入出決算 承認</p> <p>第三回 大正元年十月八日</p> <p>一、天津電話局より照會の長距離電話使用料に關する件 可決</p> <p>一、支那人課金賦課徴收の件 可決</p> <p>一、小學校創立十年紀念祝賀會開催の件 委員附託</p> <p>一、大和街撤水に關し總領事館へ申請の件 可決</p> <p>回覽決議 大正元年十月廿五日</p> <p>一、新規營業課金負担等級決定の件 可決</p>	<p>第十三回 四十五年七月五日</p> <p>一、新規營業課金負担等級決定の件 再議</p> <p>一、電話制度及使用料改正に關する件 再議</p> <p>一、佛國工部局より照會に係る傳染病患者取扱に關する件 可決</p> <p>一、備支那人増俸の件 可決</p> <p>一、鈴木訓導暑期講習會派遣の件 可決</p> <p>一、下痢症に付天津醫會へ諮問の件 可決</p> <p>第十四回 四十五年七月廿日</p> <p>一、新規營業課金負担等級決定の件 可決</p> <p>一、支那人課金未負担者調査の件 可決</p> <p>一、英國工部局より照會の自動車課税に關する件 否認</p> <p>一、電話制度使用料改正に關する件 再議の上答申</p> <p>一、突戸氏報酬の件 可決</p> <p>一、空閑備員を書記に任用の件 可決</p> <p>臨時委員會 四十五年七月卅日</p> <p>一、天皇陛下 御崩御に付居留民を代表し敬弔の意を表する件 可決</p> <p>第一回 大正元年八月廿日</p> <p>一、不用道路拂下の件 可決</p> <p>一、水道延長に關する件 調査</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>一、新規取得課金負担等級決定の件 修正可決</p> <p>一、新規取得課金負担等級決定の件 可決</p> <p>一、小學校教員増俸の件 可決</p> <p>一、河合氏及松村夫人へ報酬の件 可決</p> <p>一、巡捕年末賞與の件 可決</p> <p>一、民團吏員及小學校教員年末賞與の件 可決</p> <p>一、空閑書記特別手当支給の件 可決</p> <p>一、備支那人年末賞與の件 可決</p> <p>(四) 出納検査委員 本年中に於ける本民團出納検査委員左の如し 山下竹三郎 四十四年三月重任、四十五年三月任期満了 鈴木藤藏 四十四年三月就任、四十五年三月任期満了 松本茂 四十五年三月就任、 沖田介次郎 同上 田添豊造 同上 (五) 新條例及改正規則 本年中に發布したる條例並に改正したる規則左の如し 第一條 民團公設墓地に遺骨及死体を埋葬せんとする者は埋葬認可証を添へ租界局に 願出埋葬場所並に區域の指定を受くべし</p>	<p>第四回 大正元年十一月五日</p> <p>一、カラツエセル商會より照會の屠殺場設立に關する件 委員附託</p> <p>一、支那人課金負担者異議申立の件 修正可決</p> <p>一、天津尋常高等小學校學則改正案 可決</p> <p>一、備員採用の件 可決</p> <p>第五回 大正元年十一月廿日</p> <p>一、巡捕増員の件 可決</p> <p>一、人道改修に關する件 委員附託</p> <p>一、新規營業課金負担等級決定の件 可決</p> <p>一、カラツエセル商會より照會の屠殺場設立に關する件 否認</p> <p>回覽決議 大正元年十二月一日</p> <p>一、傳染病室開始の件 可決</p> <p>第六回 大正元年十二月五日</p> <p>一、豫備費支出認可申請の件 可決</p> <p>一、吏員増俸の件 可決</p> <p>第七回 大正元年十二月廿日</p> <p>一、大正二年度營業課金負担等級決定の件 委員附託</p> <p>一、大正二年度取得課金負担等級決定の件 委員附託</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第二條 改葬を爲さんとする者は改葬認可証を添へ租界局に願出其指揮を遵ふべし
第三條 死体を埋葬せんとする者は當該吏員の指揮に従ひ地下六尺以上を掘り埋葬すべし

第四條 墓地は方三尺を一區域とし左の使用料を徴収す

- 一、一區域 銀 二 弗
- 二、二區域 銀 五 弗
- 三、三區域 銀 十 弗
- 四、四區域 銀 十五 弗
- 五、五區域以上一區域毎に銀四弗

第五條 行旅死亡者其他己むを得ざる事情ある者に對しては使用料を輕減若くは免除することあるべし

附 則
本條例は發布の日より施行す

(四) 天津尋常高等小學校學則中改正(大正元年十二月廿一日改正)

天津尋常高等小學校學則中左の通り改正す

第五條 尋常科の教科目は修身、國語、算術、日本歴史、地理、理科、國畫、唱歌、體操、手工、商業とし女兒の爲めには裁縫を加ふ

第六條 各教科目教授の要旨は明治三十三年八月文部省令第十四號及び明治四

(14)

十年三月文部省令第六號及明治四十四年七月文部省令第二十四號小學校令施行規則第一條乃至第十二條及第十四條の規定を準用す

(六) 消防に關する件

本年中消防組の出火出火場数は七件にして内四件は日本租界他の三件は租界外の消防應援なり其租界内出火一覽表左の如し

月 日	時間	場所	消防人員	巡捕人員	記事
一月二十九日	自午前一時至同八時	關口大街	十名	五十四名	
四月二十二日	自午後零時卅分至同二時十分	榮德厚米舖	五名	十六名	
五月十三日	自午前十一時至午後十時	天安里	五名	十六名	
十二月十五日	自午前三時廿分至同八時四十分	旭街中華茶園向第一市場	十名	四十四名	消防手一名負傷

又消防手にして退職手當を支給したるもの一名、出火出火場中負傷し傷手當を支給したるもの一名あり左の如し

- 一月十七日退職(滿三年勤績)手當銀拾參弗 河野寅吉
- 五月十三日輕傷 藥價貳弗五拾仙 赤川伊三郎

(七) 巡捕増員
支那街兵變以來租界内支那人居住者増加し從て重なる支那人の租界第十區、第十一區

(15)

及第十三區(榮街、花園街)の地域を借受け新に家屋を建設して居住するもの多く爲めに該方面の警備を必要とし警察署より巡捕増員方要求ありたるに依り本年十二月一日より更に六名を増加して五十六名とし外に同年八月二十五日より壽街に新設の交通銀行の請願を容れ巡捕二名を増して同銀行に貸與し現在巡捕數五十八名となれり

(八) 警備費國庫支辨に關する再請願

昨年三月十六日附を以て當地總領事館に提出し置きたる居留地警備費國庫支辨請願に關し小幡總領事より國庫支辨の際に於ける民團の方針並に支辨額に對する費途に就き成案を附して請願すべき旨通達ありたるに依り謹に提出し置きたる請願書を撤回し本年三月十二日開會の行政委員會の決議を以て左記成案を附し更に本年三月十四日總領事館へ請願書を提出せり

天津居留民團 行政委員會議長 長 蜂 與 一

總領事 小幡 西 吉 殿
居留地警備費に關する請願書進達之件

今般別紙の通り居留地警備費に關する請願書提出致候に付外務大臣へ申達方必然御取計被成下度猶本件御許容の上全部御支辨被成下候節は本民團に於ては差當り必要を感じ居候左記佛租界境界の道路を本年度内に築造致度希望に之候又次年度よりは最も急を要する白河護岸修繕費及小學校々舍建築費等其他居留地發展に伴ひ新に施設を要すべき費途に漸次使用致度希望に有之候間何卒貴官に於て右の

(16)

事情御酌察の上御聽許相候様御取計被成下度此段及申請候也

一、道路 延長 三百五十間 幅 五 間

但し佛租界境界道路即ち秋山街通り花園街より海光寺堤防迄延長
埋立費銀四千弗也(高平均約五尺)
路面築造費銀四千弗也(碎石厚平均約五寸)
計銀八千弗也

居留地警備に關する請願書
本民團の警備費は明治四十年度(民國法施行當時)に付七ヶ月)七千五百四十五弗零五仙、同四十一年度一萬一千八百八十五弗五十九仙、同四十二年度九千七百二十七弗七十四仙、同四十三年度九千四百五十二弗八十二仙、同四十四年度(豫算)九千二百零六弗二十仙を支出し此内數百弗の消防費を除くの外は悉く警察に屬する備支那巡捕の費用に要するものに有之を清國に於ける我各民團の警備費に比するに最多額と稱するものよりも尙三倍の多きに居り其少額なるものに對しては二十倍以上の巨額に達し之の爲めに當國事業の發展に影響を及ぼすこと甚だ少からざるを遺憾と致候當天津に於ける各國租界の現狀を見るに孰れの居留地も皆警察を自治体に有し居り得共獨り我日本租界に於ては國制上警察取締は領事の職權に屬し從つて備支那巡捕の如きも全然警察署の管掌に屬せし其逆月上に就ては他の容喙を許さざる事と相成居候に付民團は只警察署の要求に應じて經費を支

(17)

出するの責に任するに止まり之に向つて何等の權力をも有せざるものに御座候而して本邦に於て何等警察権を有せざる市町村は單獨に警察費を負担することなき現在の制度に考ふるも警察権行使し得ざる居留地に於て警察に關する費用を支出するは當を得たるものにあらざり候に就ては本民團に於ても消防の如き或る特種警備に要する費用は勿論負担可致候得共警察上必要なる巡捕に關する費用は全部之を海外在留者取縮費用中より御支辨被成下萬一全部御支辨相成難き候節は御詮議相成得へき額御支辨被成下民團の負担を軽減して他の必要なる事業發展の資に轉用せしめられ候様致度尙本件に關しては昨年三月漢口居留民團より同様請願の上年十月以降既に實施せられ居候次第に付何卒前陳陳御諒察の上御聽許被成下度懇願の至りに堪へず候

右行政委員會の決議を以て及請願候也

明治四十五年三月十四日

天津居留民團 行政委員會議長 長 峯 興 一

外務大臣子爵 内 田 康 哉 殿

(九) 天津電話制度改良問題

天津電話業務の改良に關しては一般加入者の常に唱道する處にして殊に昨春英國租界より之れが改善方に付清國當該官憲に反省を促せしが本年四月四日附を以て天津電話局支配人兼技師ロツテ氏より天津電話制度改良并に使用料改正の件に關し各租界宛左の通り照會ありたり

(18)

拜呈御聞及に御成居候はんも今回當局は天津の電話制度を改正し近世式普通電池數重電話器を使用し本線を地下線とし一交換局に於て統一するの準備を致居候天津に於ける電話の發展は右様の改良を餘儀なく致さしめたることに之候がこけ多額の費用を要し候を以て之を慎補する爲め適當の收入方法を講せんには勢ひ使用料等の改正を要し候事に有之候(最も右改正は新制度の開始せられたる以後に於て實行さるべきものに有之候)故に下名は通信部内電話局長の命により同封差上候料金表を貴覽に供し候

右料金に對し何等か變更を要せらるること若くは之に追加を希望せらるるに於ては何時にても貴下若くは貴下の代表者と會見致し其結果を通信部に上申可致候天津に於ては幾多の外國租界有之且電話使用は何人に向ても同一なるべき必要有之候を以て各外國行政委員會は相互代表者を撰定し合議相成候様御取計被下候はゞ幸甚に堪へず候敬具

天津電話局 支配人兼技師 ロツテ

日本租界行政委員長殿

天津電話料提案

(イ) 架設料

機 械	市 内	市 外
本 線 電 話 及 線	一〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇

(19)

同一家屋内に於ける延長電話	五、〇〇	八、〇〇
延長 スウ イツ チ	二、〇〇	三、〇〇
四 乃 至 六 線 同 上	三、〇〇	五、〇〇
七 乃 至 十 線 同 上	六、〇〇	八、〇〇
十一 乃 至 十四 線 同 上	八、〇〇	一〇、〇〇
十五 乃 至 二十 線 同 上	一〇、〇〇	一二、〇〇
二十一 乃 至 二十五 線 同 上	一二、〇〇	一四、〇〇
二十六 乃 至 三十 線 同 上	一四、〇〇	一六、〇〇
三十一 乃 至 四十 線 同 上	一六、〇〇	一八、〇〇
機 械 使 用 料	七、〇〇	九、〇〇
本 線 電 話 及 線	六、〇〇	七、〇〇
同一家屋内に於ける延長電話	二、〇〇	三、〇〇
延長 スウ イツ チ	一、〇〇	一、〇〇
四 乃 至 六 線 同 上	一、〇〇	一、〇〇
七 乃 至 十 線 同 上	一、〇〇	一、〇〇
十一 乃 至 十四 線 同 上	一、〇〇	一、〇〇
十五 乃 至 二十 線 同 上	一、〇〇	一、〇〇
二十一 乃 至 二十五 線 同 上	一、〇〇	一、〇〇
二十六 乃 至 三十 線 同 上	一、〇〇	一、〇〇
三十一 乃 至 四十 線 同 上	一、〇〇	一、〇〇
機 械 使 用 料	一、〇〇	一、〇〇
本 線 電 話 及 線	一、〇〇	一、〇〇

(20)

十五 乃 至 廿五 線 同 上	三六、〇〇	四八、〇〇
十六 乃 至 三十 線 同 上	四八、〇〇	六〇、〇〇
二十一 乃 至 百 線 同 上	七二、〇〇	九六、〇〇
機 械 移 轉 料	七、〇〇	九、〇〇
本 線 電 話 及 線	一〇、〇〇	一〇、〇〇
同一家屋内に於ける延長電話	五、〇〇	五、〇〇
延長 スウ イツ チ	三、〇〇	三、〇〇
三 線 同 上	四、〇〇	四、〇〇
四 乃 至 十 線 同 上	五、〇〇	五、〇〇
十一 乃 至 二十 線 同 上	六、〇〇	六、〇〇
二十一 乃 至 百 線 同 上	八、〇〇	八、〇〇
機 械 使 用 料	一、〇〇	一、〇〇
本 線 電 話 及 線	一、〇〇	一、〇〇

(二) 長距離電話使用料

受話人電話にかゝりし時より使用済の通知を與へらるゝ迄の接續に對し各五分間毎に 一哩(三清里)に付 〇、〇一

長距離電話使用料は毎月加入者より徴收すること但し其使用時間は計刻器に顯はれたる「スイッチボード」の表示を以て最終の証とす

(21)

若し一ヶ月内各五分間の使用二十五回以上及びふときは最初の二十五回に對しては規定額を徴收し其餘の使用數に對しては二割五分の割引を行ふこと
平均割引は之をなさざること
依て本行政委員會に於ては租界内に於ける重なる電話使用者の意見を徴するの目的を以て之れを天津日本人商業會議所に諮問し尙ほ英國租界の意嚮等照合審議の上同年七月廿六日附を以て左の通り(往信)回答したるに同月廿九日附更に左の來信に接せり
(往信)
天津一千九百十二年七月廿六日
日本租界行政委員會
議長 長 峯 興 一

(22)

且監督不十分なるに於て、何等良好なる成績を挙げ得ざるへく結局加入者は單に其料金を増加せしめらるゝに止まる事に相成可申致の懸念有之候故に當行政委員會の希望としては
一、交換事務及管理の有効ならんことを期するが爲め備聘外國技師の數を増加し交換手の監督を一層嚴重となし以て通信業務を徹活ならしむること
二、新制度は少くも數ヶ月間其成績を實驗したる後之れを有効と認むるに非らざれば料金の増加に賛成を表すこと能はざること
三、長距離電話使用料は從來の特約制度に若干料金を増加して之れを保存し置き外に回數制度を設け兩種何れか加入者に隨意選擇せしむること
之れを要するに改良の結果成績は好ならんには料金の増加に對し當方は何等抗議をなすへき所存無之候得共新制度實施後に於て尙ほ且つ現今の状態にては贊同致兼ね候次第に御座候依て交換事務及管理の方法につき刷新を圖るは最も急務と思考被致候又地下線敷設の際には當租界の道路使用章程に遵據すべき儀と御承知相成度此段御回答申上候敬具
(來信)
天津千九百十二年七月二十九日
拜呈七月二十六日附費簡拜受電話料問題の件に關し充分御研究被下候事を拜謝致候殊に當方より提出致し候提案に御賛同被下候事は満足に堪へざる次第に御座候電話交換手の技術に關し御申越に相成候件に就ては當方に於ても既に熱心研究中

(23)

に有之候貴言の如く如何なる精良なる機械と雖も之か取扱者にして不熟練ならんか何等満足を得へざるへく候も翻て現状を顧るに目下の如き通信業務の頻繁なる状態の許に於て目下使用さるゝか如き電話機を使用するに於ては如何に熟達せる技師と雖も決して満足を得ふること能はざる次第に御座候換言すれば通信業務は機械の能力以上に膨脹致居候次第に有之候
御指摘に相成候諸点に付き下名は左に御回答申上候
一、小生の了承する所によれば電話局は一名の外國技師を當局に雇聘することに相成居候尙ほ監督の充分ならんことを期する爲め交換局を一所に可致考に御座候
二、新式電話架設と同時に新料金を申受る積は最初より毫も無之充分運用を試み差支なしと認めたる後に於て實行可致考に御座候
三、目下の特約料金は従前ポールセン式(英國電話局が獨立せし際に行はれたるものと思考す譯者)に加名しかりたる使用者に限り與へられたる特權にして之を當局に引續に當り其儘に申續きたるものに有之候然るに貴租界に於ては此種の加入者一名も無之次第なるを以て茲に本問題に付ては云爲するの必要無之然れども英國租界には此種の加入者が存在するの故を以て當方は目下該租界局と本件に關し交渉中に有之候其結果満足すへき解決に到達可致事を信居候敬具
日本租界行政委員會議所殿
天津電話局技師兼支配人 ロ ッ テ

(24)

(一〇)共同屠殺場設立に關する照會
本年十月二十一日天津獨逸租界カラツセル商會(華順洋行)より去る四十三年四月本民團へ出願せる提案と畧は同様の條件を以て再び共同屠殺場設立の提議に接したるを以て本行政委員會に於ては本件に關する審査方を衛生責任委員に附託し同審査委員に於ては日本租界并に露國租界の屠殺場の實況を視察したるにカラツセル商會の經營に係る屠殺場は日本租界屠殺場に比し規模稍大なるか如しと雖も衛生的設備に至りては殆んど大差なきを認め且つ委員の豫想に反する点尠からりしを以て寧ろ我租界の屠殺場に將來多少の衛生的設備を施さしめ以て屠殺場を保留し置くの得策なるを認めたるに付結局同商會の提案に賛同せざることに決し同年十二月二十七日左の通り回答せり
(來信)
千九百十二年十月二十一日
拜啓
千九百十年三月中當方は天津に於て衛生的屠殺場を設置するの計畫を立て同年三月十六日附を以て各租界官憲に宛証明書を有する獸肉の販賣をなさんことを提議致候然る處右は主として日本租界行政委員會に於て當方に向ひ屠殺に對する專權を定言的拒絶せられたると一部は其他の租界に於て之に對し何等の趣味を有せられず且つ之に向て何等援助を與へられざりしと雖も其儘に相成候當方の請願に對し各租界行政委員會よりの返書は後日御送附可申上候か其際多額費用

(25)

を要し完全なる近世式屠殺場を設立し冷蔵庫を建設せんとするの計畫は各行政委員の賛助を得るに非ざれば外國人の多數ならざる當地に於ては執行不可能なる旨思考せられたるのみならず今日に於てもしか思考せられつゝあるものに御座候

當方は茲に重ねて本件に關し御提議申上候乃ち目下露國租界に所在する屠殺場を使用し前計畫の執行に従事せんと欲するものに御座候同所には必要なる冷蔵庫も有之あらゆる衛生的設備を有し附近には厩舎及其他の家屋を有し萬事近世的なるのみならず來る數年間の要求に對し充分なる容積を有するものに御座候而して當方は後日必要起り諸行政委員の請求を受けるに於ては其設備を擴張するの契約を締結可致候此の如き條件に對し當方は御請願致し候が如く永久の專權を希望することなく二十五年間の屠殺權を獲得致し度き希望に御座候時指摘致度き儀は當方の希望が肉類販賣の專賣に無之單に各外國租界に於て販賣さるべき獸類を屠殺するの專權に有之候事に御座候其他の細則に關しては千九百十年三月十六日附を以て呈出致候請願書記載の通に有之乃ち獸類は凡て資格ある外國獸醫の検査を経其肉には検印を捺すること各外國租界に於て共通專權を許可さるゝに於ては一封度付一仙(弗の仙)を超過せざる税金を納付すること(但し其中に検査料を含む)各國検査委員に隸屬すること本事業に對する資本の一半若くは一部を地方市場に賣出すことに就ては前提議に相違無之候

從來の經驗に徴し候に各行政委員各個人に商議致居候に於ては到底纏まり兼か

(26)

る必要なる業を永遠に延期することに相成候に付き各行政委員に於て委員を任命し御合議の上直接當方と御交渉相成候様希望に不堪候

前陳り次第に御座候衛生的屠殺場と委員任命の兩件に關する當方の提議に向ひ御賛成被成下候哉否哉御回答相願度事に御座候々々

カラツユセル商會

(往信)

天津千九百十二年十二月廿七日

日本租界局理事代理 田中 錫太郎

カラツユセル商會御中

拜復

去る十月廿一日附を以て御照會相成候衛生的屠殺場設立並に各租界委員任命の件につき下名は行政委員會議長の命に依り左に御回答申上候

衛生上完全なる屠殺場を設立することは主義に於ては大に賛同する處に有之且つ貴商會御計畫の遂行相成候様希望致候ものに有之候得共元來本件に關しては去る千九百十年六月九日附を以て御回答申上置候通り既に當租界内に於て本邦人の經營に係る一の衛生的設備を施せる屠殺場の設け有之日々獸類の屠殺を行ひ邦人間に供給せられ居り候次第に付乍遺憾貴商會に屠殺の全權を與へ難く從て右に關する委員任命の御照會に應じ兼候間不遜御了承被下度貴答申進候敬具

(27)

日本共立病院より本民團衛生技師福田三九三を同院に備聘方左記の通り願出たり

拜啓當醫院業務近日繁多と相成尙將來一層擴張の必要を認め候に就ては貴局衛生技師福田三九三殿を當院に備聘致度希望に有之候間貴局に於て御承諾相成候はば幸甚に存候尤後來貴局に於ける公衆衛生に關しては從來の通り當院に於て支障なく實施の御依頼に應じ可申候此段御願致候敬具

明治四十五年三月卅一日

日本共立醫院院長 田村 俊次

天津居留民團

行政委員會議長 長 峰 與一 殿

依て本行政委員會議に於ては右願意を容れ本年三月三十一日限り同人を解任し尙ほ租界公衆衛生に關する事項は同人在職中と同院に於て取扱ふこととし同時に從來の補助額一ヶ年四百二十弗なりしを四十五年度より一千二百弗に増額することに決し次左の通り同院へ回答せり

拜啓當局衛生技師福田三九三備聘の件に付御申越の趣了承致候就ては同技師解職の儀は當局に於て別段差支無之候間右様御承相成度尤も後來租界の公衆衛生に關する事項は從來の通り貴院に於て取扱方囑託致候俟其旨御承相成度右囑託致候に付ては四十五年度に於て銀壹千貳百弗補助可致候此段御回答勞得貴意候敬具

明治四十五年三月三十一日

(28)

天津居留民團

行政委員會議長 長 峰 與一

日本共立病院院長 田村 俊次 殿

天津幼稚園補助と共立學堂補助額の増加

(一) 本年三月開會の通常民團の決議に基き本年四月より向ふ三ヶ年毎毎年銀四百弗を本民團より天津幼稚園へ補助することとなりたるを以て同年四月五日開會の行政委員會議の決議を以て左記條件を附し補助せり

補助條件

一、幼稚園管理に關する規定を届出つること

但管理規定を變更したるときは其都度届出つること

二、收支計算を報告すること

三、事務報告を爲すこと

以上

又共立學堂に對しては從來一ヶ年銀一千八百六十弗を補助し居たるも昨年臨時防疫費支出の爲め民間諸經費節減の結果一時同學堂補助額を一ヶ年銀一千二百弗に減額せしも四十五年度より從前の通り毎年銀一千八百六十弗に増額補助することに決し本年四月より實行せり

(一三) 道路寄附

東京建物株式會社天津支店より同社所有に係る租界内際街外四道路を本民團へ寄附願

出てたるにつき本年三月開會の通常民會の決議を経て之を許可し四月一日相互立會の上受渡を了せり其寄附道路敷坪數并に價格等左の如し

一、私設道路敷三千零三十四坪三合四勺也
此原價金四萬七千七百四拾圓拾貳錢五厘也

曙街	九百二十七坪三合四勺	金一萬零三百四十八圓二十五錢
常盤街	八百二十三坪七合六勺	金九千二百九十四圓四十二錢二厘五毛
吾妻街	四百三十六坪二合五勺	金四千六百八十四圓六十二錢五厘
浪花街	三百八十一坪二合三勺	金四千三百四十二圓十四錢
蓬萊街	四百六十五坪七合六勺	金五千一百三十三圓五十六錢二厘五毛
築造費	三千零三十四坪三合四勺	金一萬三千九百三十七圓十二錢五厘
計	(一四) 電燈料金値下に關する認可	金四萬七千七百四拾圓十二錢五厘

東京建物株式會社天津支店より電燈料金値下げの件願出でたるに付本年九月二十一日開會の行政委員會の決議を経て出願の通り認可せり其料金表左の如し

月極點燈料	料	金	値下ケ	料	金
燭力	從	來	料	金	壹圓四拾仙
拾六燭	終夜	銀壹圓六拾仙	半夜	銀壹圓五拾仙	
貳拾燭	同	銀貳圓	同	銀壹圓七拾仙	

(30)

但し貳拾燭以上の點燈料は貳拾燭の標準に依り申受くるものとす

從	來	料	金	値	下	ケ	料	金
壹個月平均貳拾燭電燈	壹個の使用燭力時	銀八仙	壹個月の使用燭力時	每百燭力時	の點燈料	銀四仙		
五〇〇、燭力時マデ		銀七仙	壹萬燭力時マデ	每百燭力時	の點燈料	銀四仙		
一、〇〇〇、同		銀七仙	貳萬燭力時マデ	每百燭力時	の點燈料	銀四仙		
一、五〇〇、同		銀六仙	參萬燭力時マデ	每百燭力時	の點燈料	銀四仙		
二、〇〇〇、同		銀五仙	四萬燭力時マデ	每百燭力時	の點燈料	銀四仙		
二、五〇〇、同		銀四仙	五萬燭力時マデ	每百燭力時	の點燈料	銀參仙四厘		
三、〇〇〇、同		銀參仙五厘	拾萬燭力時以上	每百燭力時	の點燈料	銀參仙		

(二五) 吏員の異動及現在員

前項の如く本年三月衛生技師福田三九三を依願解職し同年七月備員空閑實を書記に任用し又同年十一月赤須徳治を備員に採用せり現在員左の如し

技手(土木)	赤山今朝治
書記	田中鑄太郎
書記	黑澤兼次郎
書記	空閑實
事務屬託	松村利男

(31)

二、財務部

備 (公關係) 赤須徳治
備 (公關係) 内山甚吉
外備支那人三名

(一) 出納検査

本年中に於ける民團出納検査は左の如く租界局に於て行はれ出納検査委員全部及議長會計主任并に關係書記出席し總へて違法の出納及違算なきことを認めらる

第一回 出納期間 明治四十四年十月より十二月迄、一月廿五日検査
出席検査委員山下竹三郎、鈴木藤藏

第二回 出納期間 明治四十五年一月より三月迄、五月卅日検査
出席検査委員松本茂、沖田介次郎、田添豊造

第三回 出納期間 明治四十五年四月より六月迄、八月卅日検査
出席検査委員松本茂、田添豊造

第四回 出納期間 明治四十五年七月より大正元年九月迄、十月廿三日
出席検査委員松本茂、沖田介次郎、田添豊造

(32)

出席検査委員松本茂、沖田介次郎、田添豊造

(二) 豫備費支出

租界内支那人居住者増加に伴ひ用水の需用額に増加し水道費に不足を生じたるを以て本年一月十七日及三月十四日の二回に明治四十四年度豫備費支出の認可を受け又大正元年十二月九日明治四十五年、大正元年度豫備費支出の認可を受く左の如し

明治四十四年度	一、銀貳千四百零八圓拾壹仙也	水道費補充額
内	銀貳千貳百拾貳圓四拾參仙也	水
	銀參拾五圓四拾六仙也	修繕費
	銀壹百六拾圓四拾貳仙也	器具費
計	銀貳千四百零八圓拾壹仙也	豫備費支出額

明治四十四年度	一、銀四百圓也	水道費補充額
内	銀四百圓也	水
	計銀四百圓也	豫備費支出額

明治四十五年、大正元年度

<p>(34) 臨時防疫費決算</p> <p>四十三年度特別會計臨時防疫費歳入出決算後に於て當地駐屯軍將校同相當官より臨時防疫費の内へ銀貳百五拾弗を寄附せられたるを臨時防疫事務所閉鎖後に要せし費用等の收支決算を擧ぐれば左の如し</p> <p>明治四十四年度特別會計臨時防疫費歳入出決算</p> <p>歳入</p> <p>一 銀貳百五拾弗也</p> <p>歳出</p> <p>一 銀五拾貳弗四拾參仙也</p> <p>差引銀壹百九拾七弗五拾七仙也</p> <p>明治四十四年度特別會計臨時防疫費歳出決算内譯表</p> <table border="1"> <tr> <th>科 目</th> <th>決算額</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>一、俸 給</td> <td>四五、二九</td> <td>日本人一名及支那人一名に對する給料</td> </tr> <tr> <td>二、備 品 費</td> <td>七〇</td> <td>戸棚錠前鍵貳個</td> </tr> <tr> <td>三、消 耗 品 費</td> <td>三、三四</td> <td>感謝狀、狀袋、電燈附風品</td> </tr> <tr> <td>四、雜 費</td> <td>三、一〇</td> <td>掃除代及事務所閉鎖廣告料</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>五二、四三</td> <td></td> </tr> </table> <p>(五) 取得、營業、雜種課金負擔者數</p>	科 目	決算額	備 考	一、俸 給	四五、二九	日本人一名及支那人一名に對する給料	二、備 品 費	七〇	戸棚錠前鍵貳個	三、消 耗 品 費	三、三四	感謝狀、狀袋、電燈附風品	四、雜 費	三、一〇	掃除代及事務所閉鎖廣告料	計	五二、四三		<p>(33) 水道費補充額</p> <p>一 銀貳千弗也</p> <p>内</p> <p>銀貳千弗也</p> <p>計銀貳千弗也</p> <p>水 代</p> <p>豫備費支出額</p> <p>(三) 電車会社の配當金と營業人力車鑑札料不足額の受領</p> <p>電車布設契約に依り日本租界が電車公司より受領すべき本年中の配當金は一千五百二十弗零五仙なりしも昨四十四年十一月より本年十月迄一ケ年間の營業人力車鑑札料補足額九千三百九十二弗にして斯く補足金が配當金より多額なりしを以て別に配當金の支拂を受けず其配當金に關する計算に就き電車公司よりの來信左の如し</p> <p>拜呈</p> <p>千九百十七年五月廿四日締結せられたる契約第廿三條並に第二十四條に遵ひ下名は茲に千九百十二年中當電車会社の營業成績を御報告申上候</p> <p>一ケ年間の總収入 四〇六、六六、七〇</p> <p>線路の全延長は一萬二千二百零九米突四四に有之内日本租界に於ける線路の延長は千三百零三米突九〇に有之候を以て貴租界局に支拂可申配當額は一千五百二十弗零五仙と相成可申候</p> <p>右金額は千九百十二年中人力車鑑札料收入減少の補充として支拂申上候金額中に包含されたるものに御座候帳簿類全部は何時にても御檢閲に供すべく候敬具</p> <p>電車公司支配人代理</p>
科 目	決算額	備 考																	
一、俸 給	四五、二九	日本人一名及支那人一名に對する給料																	
二、備 品 費	七〇	戸棚錠前鍵貳個																	
三、消 耗 品 費	三、三四	感謝狀、狀袋、電燈附風品																	
四、雜 費	三、一〇	掃除代及事務所閉鎖廣告料																	
計	五二、四三																		

<p>(36) 雜種課金負擔者表</p> <p>(大正元年十二月末調)</p> <table border="1"> <tr> <th>等級</th> <th>料</th> <th>日本人</th> <th>清國人</th> <th>計</th> </tr> <tr> <td>一等</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> <tr> <td>二等</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> <tr> <td>三等</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> </table>	等級	料	日本人	清國人	計	一等	二等	三等	合計	<p>(35) 取得課金負擔者表</p> <p>(大正元年十二月末調)</p> <table border="1"> <tr> <th>等級</th> <th>金額</th> <th>日本人</th> <th>清國人</th> <th>計</th> </tr> <tr> <td>一等</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> <tr> <td>二等</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> <tr> <td>三等</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> </table>	等級	金額	日本人	清國人	計	一等	二等	三等	合計
等級	料	日本人	清國人	計																																															
一等																																															
二等																																															
三等																																															
合計																																															
等級	金額	日本人	清國人	計																																															
一等																																															
二等																																															
三等																																															
合計																																															

(38)

(37)

第一科 居留民團課金	目	經常部		計
		本年	前年	
第一科	居留民團課金	九、六八〇、〇〇〇	九、三四四、〇〇〇	三、三三六、〇〇〇
	經常部	九、六八〇、〇〇〇	九、三四四、〇〇〇	三、三三六、〇〇〇
	臨時部			
	合計	九、六八〇、〇〇〇	九、三四四、〇〇〇	三、三三六、〇〇〇

等級	日本入		清國人		計
	本年	前年	本年	前年	
一等	一〇	二六	三	二	一三
二等	二六	二六	三	二	三三
三等	二六	二六	三	二	三三
四等	二六	二六	三	二	三三
五等	二六	二六	三	二	三三
六等	二六	二六	三	二	三三
七等	二六	二六	三	二	三三
八等	二六	二六	三	二	三三
九等	二六	二六	三	二	三三
合計	二一〇	二一〇	二一	二一	二一〇

項目	本年	前年	比較
一、營業課金	七、四六〇、〇〇〇	六、八六八、〇〇〇	二、五九二、〇〇〇
二、營業種課金	一、四三九、八〇〇	一、四一三、〇〇〇	二、六八、〇〇〇
三、酌量	九、五八二、〇〇〇	八、八五〇、〇〇〇	七、三二〇、〇〇〇
四、旅館	六、七二〇、〇〇〇	五、七六〇、〇〇〇	九、六〇〇、〇〇〇
五、料店	二、二八〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇
六、藝妓置屋	二、三二〇、〇〇〇	二、三四〇、〇〇〇	一、〇八〇、〇〇〇
七、常設興行	五、六四〇、〇〇〇	八、〇四〇、〇〇〇	二、四〇〇、〇〇〇
八、臨時興行	六、六〇〇、〇〇〇	八、七〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇
九、檢査	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	〇
十、臨時興行	一、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
十一、手數	四、九〇〇、〇〇〇	四、五二二、〇〇〇	四、二五五、〇〇〇
十二、繫留	二、五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	〇
十三、貨物陸上	一、〇〇〇、〇〇〇	九、八〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
十四、民船	二、〇〇〇、〇〇〇	一、八五〇、〇〇〇	一、一五〇、〇〇〇
十五、船板	四、〇〇〇、〇〇〇	七、三五〇、〇〇〇	三、三五〇、〇〇〇
十六、水道	一、三九二、〇〇〇	九、五九〇、〇〇〇	四、三三〇、〇〇〇
十七、土地	五、九七六、〇〇〇	五、九七六、〇〇〇	〇

(40)

(39)

第一科 事務所費	目	經常部		計
		本年	前年	
第一科	事務所費	七、二五八、〇〇〇	九、三九八、〇〇〇	二、一四〇、〇〇〇
	經常部	七、二五八、〇〇〇	九、三九八、〇〇〇	二、一四〇、〇〇〇
	臨時部			
	合計	七、二五八、〇〇〇	九、三九八、〇〇〇	二、一四〇、〇〇〇

項目	本年	前年	比較
一、市場	五、七六〇、〇〇〇	四、六八〇、〇〇〇	一、〇八〇、〇〇〇
二、營業人力車	二、五〇〇、九五〇、〇〇〇	二、五〇〇、九五〇、〇〇〇	〇
三、自用人力車	一、七四〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇
四、小車	二、五二〇、〇〇〇	二、八二〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
五、大地	五、五〇〇、〇〇〇	五、四五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
六、地租	一、九〇〇、〇〇〇	二、〇二六、〇〇〇	一、二六〇、〇〇〇
七、地稅	一、三〇〇、〇〇〇	一、〇九二、〇〇〇	二〇〇、七三〇
八、預金	一、三〇〇、〇〇〇	一、〇九二、〇〇〇	二〇〇、七三〇
九、授業	一、〇〇〇、〇〇〇	八、八〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇
十、雜收	五、八〇〇、〇〇〇	四、九〇〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇
十一、雜入	五、八〇〇、〇〇〇	四、九〇〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇
十二、合計	七、五一九五、七六〇	七、〇一〇五、五三〇	五、〇九〇、二三〇

(46)

(46)

科 目	本年度豫算額		前年度豫算額		比較 增減
	臨時部	常設部	臨時部	常設部	
第九款 諸稅及負擔		三六、八四	三六、八四	三六、八四	
一、地租		三六、八四	三六、八四	三六、八四	
第十款 公園		一、九六三、六八	一、九五六、八四	一、〇八二、〇〇	六、八四
一、俸給		一、〇八〇、〇〇	一、〇八二、〇〇	一、〇八二、〇〇	
二、植樹		二二〇、〇〇	二二〇、〇〇	二二〇、〇〇	
三、肥料		五九、〇〇	五九、〇〇	五九、〇〇	
四、器具		九、五〇	九、五〇	九、五〇	
五、消耗品		二六、七〇	二六、七〇	二六、七〇	
六、修繕		六五、〇〇	四〇、〇〇	二五、〇〇	
七、點燈		一三九、四八	一八三、六四	四四、一六	
八、用水		三一五、〇〇	三一五、〇〇	三一五、〇〇	
九、雜費		一五、〇〇	一五、〇〇	一五、〇〇	
第十款 雜支		三〇〇、〇〇	三〇〇、〇〇	三〇〇、〇〇	
一、雜支		三〇〇、〇〇	三〇〇、〇〇	三〇〇、〇〇	
第十款 豫備費		七二、二七、六八	六四、九四、〇五	七、三三、六三	七、三三、六三
合計		二、一〇三、三四	二、八七三、八七	六四、九四、〇五	七、三三、六三
第三款 土木費		二〇〇、〇〇	三、〇〇〇、〇〇	三、〇〇〇、〇〇	
一、修造特別費		二〇〇、〇〇	三、〇〇〇、〇〇	三、〇〇〇、〇〇	
第五款 教育費		二〇〇、〇〇	二〇〇、〇〇	二〇〇、〇〇	
一、創立十年紀念祝賀會費		二〇〇、〇〇	二〇〇、〇〇	二〇〇、〇〇	
第六款 衛生費		一、七二八、〇八	一、四〇六、四八	三二一、六〇	
一、傳染病豫防費		一、〇〇〇、〇〇	九〇六、四八	九三、五二	
二、墓地埋立費		七二八、〇八	五〇〇、〇〇	七二八、〇八	
三、汚水棄場改良費		一、一五〇、〇〇	七五〇、〇〇	五〇〇、〇〇	
補助及寄附		三、〇六八、〇八	五、一五六、四八	二、〇八八、四〇	
合計		七五、一九五、七六	七〇、一〇五、五三	五、〇九〇、二三	
(七) 明治四十五年十二月末現在居留民團財產表					
當座預金		四、八八五、三六			
慈善基金預金		三、四七〇、二五			
大和公園基金預金		一、四〇〇			

(48)

(47)

種 目	種類		價	
	數量	單位	數量	單位
準備基金預金	一、一六五、九一	元		
仙波少將紀念教育基金預金	三、四四、六二	元		
教育寄付金預金	三、一八、四三	元		
合計	一、四〇、三八	元		
現金	二〇〇、三二六、三五	元		
土地				
坪數	五、七三九、三一	坪	二、八六三、六〇	坪
共計	一、六七四、三二	坪	一、三七一、六一	坪
天津小學校敷地	五九八、四〇	坪	一、八〇〇、〇〇	坪
舊本願寺布教所敷地	八、〇一二、〇三	坪	六、〇三六、二〇	坪
合計	八、〇一二、〇三	坪	六、〇三六、二〇	坪
天津小學校校舍及宿舍	二、三七、八一	坪	一、六五七七、八一	坪
同校門及塀其他附屬建物	四、五、〇〇	坪	三、一九八、六八	坪
同校屋內操場	二、〇、二八〇	坪	二、一五五、〇〇	坪
傳染病室附屬舍	二、〇、二八〇	坪	四二一、六〇	坪
合計	二、三七、八一	坪	一、六五七七、八一	坪
消毒器具置場	一七、〇六〇	個	六八〇、〇九	個
スチームマラー置場	一五、〇〇〇	個	三二〇、〇〇	個
大和公園門塀及附屬建物	八、九五〇、〇〇	坪	八、九五〇、〇〇	坪
菜園	三、二三七、〇〇	坪	三、二三七、〇〇	坪
伊集院紀念首樂堂	五、七三五、〇〇	坪	五、七三五、〇〇	坪
傳染病室病理研究所	三、二二八、八六	坪	三、二二八、八六	坪
事務所物品格納庫	三七〇、〇〇	坪	三七〇、〇〇	坪
汚水棄場	五二、〇〇	坪	五二、〇〇	坪
合計	四五、一八三、七四	坪	四五、一八三、七四	坪
口徑六吋鐵管	延道	格		
同四吋鐵管	四、三〇〇、〇〇	尺	七、四四八、四一	尺
合計	九、一〇五、〇〇	尺	五、七二四、八二	尺
合計	一三、一六三、二三	尺	一三、一六三、二三	尺

事務所備品	七五	三二八	一、八五二、〇六
會議室備品	一八	四〇	三七六、一七
土木器具	三七	三〇〇	一四、七九五、〇三
水道器具	五	三一	一、六六五、九七
小學校備品	一、〇三一	三、二一三	四、八二九、八四
衛生器具	一六	六六	五四一、八〇
巡捕貨品	五	三五〇	二、一〇、八四
巡捕器具	二二	二九	二、三二、二〇
消防器具	二五	一八五	六、三八〇、六九
圖書館備品	二一	三、二四三	二、八五〇、七九
全備品	四	一〇九	三〇八、一〇
傳染病室備品	一四一	六三二	二、二一五、六四
碼頭器具	一	九	一七一、〇〇
公園器具	三六	二〇二	一、五九二、三四
合計	一、四二七	八、七三六	三九、九二一、四七

總計銀拾貳萬四千六百參拾壹圓零壹仙

民團財產

(49)

三、學務部 (一) 天津尋常高等小學校

(4) 天津小學校紀念祝賀會

本民團立天津尋常高等小學校は本年十二月一日創立滿十週年に相當するを以て行政委員會に於ては父兄總代と協議の上之れが祝賀會を開催することに決し同日午後一時より同校内に於て開催せり其祝賀會の概況を記さん當日の參會者は佐藤駐屯軍司令官及重なる將校諸氏並に小幡總領事を始め領事館員行政委員、生徒父兄其他の招待者男女無慮二百餘名の多きに達せり先づ校舎右側の紀念文庫、教室内に兒童の各種成績品及内地其他支那各地小學校生徒の成績品を陳列して來會者の縦覽に供し定刻に至り來會者並に生徒一同屋内体操場内に設けられたる式場に入り席定まるや一同敬禮、君が代の唱歌に續き勅語捧讀あり鈴木校長の式辭朗讀、小幡總領事の演説あり次で鈴木校長は伊集院公使よりの祝電を朗讀し次に長峰行政委員會議長、西村學務委員の祝辭朗讀、上野壽氏の父兄總代として一場の演説あり夫より日本及各地より寄せられたる祝辭代書并に卒業生及生徒總代の祝辭あり次で十週年紀念祝歌を奏して式を了し引續き學藝會を開き四時終了を告ぐるや來會者及兒童に紀念菓子を分配し更に男女向席に分ちて食堂を開き來會者及兒童一同に饗應し夕刻に至り一同最も静肅に散會せり尚小學校各關係者及父兄並に來會者等に對し學校の沿革及現狀其他の事に關する記事を網羅せる紀念雜誌を贈呈せり

又祝賀會開催に付父兄并に各有志者より寄附せられたる金額は銀六百零七圓貳拾四仙(外に物品二点)民團支出額銀貳百零七圓貳拾四仙にして内祝賀會費銀六百

(50)

寄附金	民團支出額	祝賀會費	紀念雜誌一千部代	模擬店費	菓子代	縹門建設及式場裝飾費	寫真代	紀念誌其他郵送料	案内狀、謝狀其他印刷代及雜費	殘額
一、八五二、〇六	三七六、一七	一、六六五、九七	四、八二九、八四	五四一、八〇	二、一〇、八四	二、三二、二〇	六、三八〇、六九	二、八五〇、七九	三〇八、一〇	二、二一五、六四
一、八五二、〇六	三七六、一七	一、六六五、九七	四、八二九、八四	五四一、八〇	二、一〇、八四	二、三二、二〇	六、三八〇、六九	二、八五〇、七九	三〇八、一〇	二、二一五、六四

六拾七圓九拾五仙を要せるを以て差引銀壹百參拾九圓貳拾九仙を除すに至れり其收支計算書を擧ぐれば左の如し

天津小學校祝賀會收支計算書

收入

一、銀六百零七圓貳拾四仙也

一、銀貳百圓也

計銀八百零七圓貳拾四仙也

支出

一、銀六百六拾七圓九拾五仙也

内、

一、銀參百六拾圓也

一、銀壹百八拾圓五拾仙也

一、銀參拾參圓六拾仙也

一、銀六拾圓也

一、銀參拾四圓四拾五仙也

一、銀貳拾參圓四拾也

差引銀壹百參拾九圓貳拾九仙也

(ロ) 夏期講習員派遣

(51)

(5) 天津尋常高等小學校訓導兼校長鈴木傳一郎を請暇歸朝の序を以て本年八月一日より十二月迄東京帝國教育會に於て開催の夏期講習會に派遣し同教育會長辻男爵より講習終了の證明を得て同年九月二日歸任せり其講習科目及担任講師等左の如し

一、修身科 東京女子高等師範學校教授文學博士 吉田 熊治

二、教授法 東京高等師範學校教授 棚橋源太郎

三、國語科 東京外國語學校教授文學博士 金澤庄三郎

四、家事科 東京女子高等師範學校教授 宮川壽美子

(ハ) 天津小學校學則改正に關する認可

明治四十四年七月二十九日勅令第二百十六號を以て小學校令中改正及同四十四年文部省令第四號并に同四十四年七月三十一日文部省令第二十四號を以て小學校令施行規則の改正せられたる結果本民團立天津尋常高等小學校學則中改正の必要を認め本年十一月九日附を以て右學則中改正の件總領事館を経て外務、文部兩大臣宛認可可請十二月二十一日認可せらる(庶務部參照)

(ニ) 小學校職員研究會

本年中教育事項研究會開催の筈なりしも講師其他の都合に依り開催するに能ざりしか職員に於ける研究會としては左の通り授業術研究會二回及研究報告會二回開催せり

授業術研究會(二月廿四日) 尋常二年修身科批評教授 津村訓導

授業術研究會(二月十六日) 高等二年學年速科批評教授 正村訓導

(52)

(53)

研究報告會 (一月十八日) 地理歴史に關する報告 田川訓導
 又本年三月より松村利男氏夫人には厚意上毎週一時間つゝ來校生徒に對し編物教授せられ尙村岡祥太郎氏にも本年十一月十二日特に來校唱歌換範教授せらる

本年二月二十四日學藝幼燈會及五月十二日春季運動會を開催し秋季運動會は諒閣中なること且つ創立十週年紀念祝賀會準備等の爲め中止せり

本年中天津尋常高等小學校職員中異動なし現在職員左の如し

訓導	鈴木傳一郎	愛知縣師範學校卒業生
訓導	井上米二	愛知縣師範學校卒業生
訓導	田川寅之助	栃木縣師範學校卒業生
訓導	正村幸吉	山口縣師範學校卒業生
訓導	松田家守	愛知縣師範學校卒業生
訓導	津村	福岡縣女子師範學校卒業生

(54)

裁縫女禮式囑託教員 田添トミ

卒業生及生徒數

本年三月二十四日本校第八回卒業證書授與式を行ひ高等科卒業生一名、尋常科卒業生十二名を出せり又本年中に於ける入退學生徒數は入學生五十二名退學生三十八名にして現在生徒數百二十五名(前年末に比し八名増加なり其級別左の如し)

尋常科	一學年(男)一四	二學年(男)一六	三學年(男)一五
	四學年(女)七五	五、六學年(女)一一	
高等科	一、二學年(男)一四		

本年中紀念少年文庫に備付けたる書籍左の如し

お伽八犬傳	一冊	教訓お伽噺(東洋の部)	一冊
少女スケッチ	一冊	少女百話	一冊
お伽太閤記	一冊	智恵袋	一冊
櫻博覽會	一冊	太閤秀吉	一冊
國民童話	一冊	少年少女物語	一冊

(55)

お伽十二階 一冊 少女家庭物語 一冊

た伽寶庫 一冊 家庭お伽文庫 十六冊

内外教訓物語 一冊 お伽パーク 一冊

教訓お伽噺 一冊 教訓お伽噺 一冊

實業少年 十四冊 實業少年 十四冊

少女の友 十四冊 少女の友 十四冊

少女世界 十六冊 少女世界 十六冊

新少年 七冊 少年世界 十二冊

幼年の友 十二冊 少年界 十二冊

幼年畫報 十六冊 旅行案内 四冊

計百七十冊

仙波少將紀念圖書

本年中仙波少將紀念教育基金を以て購入せる圖書左の如し

初等教育の實際	一冊	表出新遊戯法	一冊
小學作法教授書	一冊	國民性十論	一冊
計四冊			

(三) 日本圖書館
(四) 評議員

(56)

本年一月二十五日圖書部規則第七條に據り圖書部評議員を左記三名に囑託し齋藤良術氏には同年一月漢口總領事館へ轉任に付囑託を解けり

牧野田彦松 齋藤良術 鈴木傳一郎

本年中購入及寄附せられたる書籍雜誌左の如し

哲學大辭書	二冊	經濟大辭書	二冊
農業大辭書	二冊	日本百科大辭典	二冊
工業大辭書	一冊	漢語國字解全書	二冊
英老支那に於ける新力	一冊	日本歴史文庫	十七冊
維新前後	一冊	屍山血河	一冊
太平洋の優越者	一冊	富國策論	一冊
櫻癡全集	三冊	最財政學	一冊
官僚政治	一冊	國民道德叢書	一冊
英人の日米戰爭觀	一冊	養犬大鑑	一冊
東京皇城篇 第一、第二	二冊	東京皇城篇 第一附圖	一冊
史稿皇城篇 第一、第二	二冊	兵部卿護良親王	一冊
通俗二十一史	十二冊		

支那文明記	一冊	日露戰史 一、二卷	二冊
日露戰史附圖	二冊	譯文大日本史	五冊
通俗國史	二十二冊	青淵百話	二冊
經濟原論	一冊	經濟政策	四冊
大日本文明協會出版書	五十一冊	明治天皇御傳	一冊
歐米人の日本觀外四十一種	一冊	露國の産業及貿易	壹冊
現代戰爭論	一冊		
乃木大將と其夫人	一冊		
以上四拾六種	百五拾二冊		
○購入雜誌			
大陽	十六冊	日本及日本人	二十四冊
外交時報	二十四冊	中央公論	十二冊
國家學會雜誌	十二冊	法學協會雜誌	十二冊
法律新聞	五十三部	實業之日本	二十六冊
東京經濟新報	七十一冊	東京經濟雜誌	五十三冊
新人	十二冊	精神界	十二冊
教育界	十二冊	丁倫理會講演集	十二冊
理學界	十二冊	早稻田文學	十二冊
文章世界	十六冊	文藝俱樂部	十六冊
女學世界	十六冊	婦人世界	十四冊
少年世界	十六冊	中學世界	十六冊
成功	十五冊	演藝俱樂部	九冊
新小説	五冊	武乃世界	八冊
武德會誌	三冊	英ワイド、ゾールド	十二冊
以上二十八種	四百六十八冊		
○寄附書籍			
寄附者			
外務省	移民調査報告		二冊
中村常三郎	立憲詩鈔		二冊
長村祖八	理想の青年		一冊
今井嘉幸	建國策		一冊
同	言文民法附戸籍法		一冊
同	一致民法		一冊
西本茂吉	義士餘影		一冊
同	赤穂之榮		一冊
以上七種	九冊		
○寄附雜誌			

寄附者	書目	冊數
外務省	通商彙報	八十六冊
同文會	實業界	五冊
天津俳樂會	鳴	十一冊
求道發行所	求道	五冊
東洋協會	東洋時報	十二冊
郵船會社天津支店	千九百十二年營業案内	一冊
以上六種		百二十冊
明治四十五年中國書信人員表		一冊
大正元年中國書信人員表		一冊
計		六三
一月	館外	二一
二月	館內	二二
三月		二四
四月		二八
五月		五一
六月		五二
七月		五五
八月		八三
九月		一四三
十月		一〇二
十一月		一〇二
十二月		一四
計		一五〇
四、土木部		
(一) 築地埋立工事		
本年三月開會の通常民會の決議を経たる租界公設築地埋立工事は之れを公入札に附し最低額銀五百四十三兩八十五仙にて宮島與作に落札せるを以て同人に請負方を命じ本年四月十五日より工事に着手したるに周圍掘削よりの出水甚しく工事の進捗を妨げられ勢なからざる困難を來しつゝありしが其後降雨の爲め該埋立地一帯に浸水せるを以て已むを得ず工事を中止し減水を待つて更に工事に着手せしむる筈なりしも容易に減水せずして遂に結水期に入り到底工事に着手すること能はざるの狀態に陥りしを以て請負人の請願を容れ右工事を變更して規定の埋立を爲さしめ尙ほ仕上工事は明春水期に入り再び工事に着手せしむる豫定なり		
(二) 道路修繕		
本年度豫算に計上せる山口街道路全部(下水溝修繕を含む)の修繕は之れを公入札に附したるに最低額銀七千三百兩にて支那人魏鴻賓に落札せるを以て同人に請負方を命じ本年五月八日より着手し七月三十一日竣成し又曙街及宮島街道路全部の修繕も公入札		

に附し最低額銀二千二百九十四弗八十八仙にて支那人張愛棠に落札し本年九月二十七日より宮島街道路修繕に着手し十一月三十日竣工、曙街道路修繕は十月三十日より着手し翌十一月三十日竣工せり其各街道路修繕費を擧ぐれば左の如し

一 銀一千三百六十五弗也
山口街修繕費
宮島街修繕費
曙街修繕費
一 銀九百二十九弗八十八仙也

(三) 下水溝新設と修繕

旭街關帝廟前(第一號水道給水場前)に長百八十尺幅一尺、深一尺の下水溝新設及旭街より南市街に通ずる曙葉井に開口大街各横通り下水溝修繕工事は全部銀貳百八十七弗にて三友洋行に請負方を命じ何れも本年六月下旬より工事に着手せりも降雨其他の支障に依り豫定期日内に竣工する能はざりしが漸く八月下旬全部竣工を告ぐるに至れり

(四) 大和街道路の撤水

日清共同負擔に係る大和街道路には従來撤水の設備なく爲めに路上殆んど炭塵と化し歩行困難なる而已ならず道路保存上撤水の必要を認め右撤水方總領事館を経て清國當該官憲へ交渉し尙一面本民團より直接警務公所工程科と協議の結果一ヶ月銀十弗の豫算を以て本民團に於て之れを引受け該費用は相互折半負担することに決定せるを以て撤水請負人村津市之助に命じ翌十一月七日より撤水を開始せり其豫算書左の如し

大和街道路撤水費豫算書
一 銀拾弗也
一ヶ月分撤水費

(62)

但し大和街道路長千四尺巾四尺全部を春秋二季は毎日四回夏季は毎日六回撤水すること

内譯

銀參弗也
馬夫給料一ヶ月の三分の一
銀四弗也
馬匹飼養料一ヶ月の三分の一
銀參弗也
馬具及馬車修繕費
計銀拾弗也

(五) 撤水區域の擴張

租界内花園街及秋山街、松島街、宮島街の一部に家屋を新築居住するもの多く従て該道路に撤水するの必要を認め一ヶ月銀二十五弗にて現撤水請負人村津市之助に右請負方を命じ本年十一月七日より實行せり

(六) 街燈の新設と燭光の變更

本年三月開會の通常民會の決議に基き開口大街へ電燈九基を新設し本年四月十六日より点燈せり又電燈料金値下げの結果東京建物會社と交渉の上本年度豫算の範圍を以て租界内街燈燭力十六燭光を全部二十燭光に變更し尚山口街、曙街、旭街、榮街等の各大通り四ツ角へ更に五十燭光の電燈を点することとし本年十一月下旬より實行せり各街の燭數左の如し

山口街 二十六燈(内五十燭光五燈) 曙街 二十八燈(内五十燭光四燈)
曙街 十八燈 旭街 三十九燈(内五十燭光七燈)

(64)

花園街 椿 四本
福島街 槐 五本
宮島街 椿 一五本
松島街 槐 二本
秋山街 椿 二本
計 椿 四十八本
槐 十四本

大和公園内に建設の北清戰役紀念碑附近に常に兒童群集して碑石に攀上り危險甚なからざるにつき是等危險を防止すると共に風致を添ゆるの目的を以て該紀念碑周圍に石柱を建て鐵鎖を廻らすこととし右建設費銀二百零六弗八十仙にて三友洋行へ請負方を

(九) 大和公園
(イ) 戰役紀念碑石柵工事

椿 四十八本
槐 十四本
計 椿 六十二本
槐 十四本

(63)

常盤街 十六燈
秋山街 八燈
宮島街 六燈
開口大街 九燈
計 二百零六燈
榮街 十八燈(内五十燭光二燈)
松島街 七燈
福島街 二十七燈
新道 四燈

(七) 道路の補修

租界内各道路の補修工事は本年四月十六日より開始し旭街全部、曙街全部、福島街(山口街より海光寺兵營迄全部)榮街、秋山街、松島街、常盤街、吾妻街、浪花街、蓬萊街、開口西面、同人俱樂部前道路等の補修修繕を爲し尙旭街、曙街、福島街、秋山街、松島街、榮街の各道路は本年特に二回修繕を行ひたり

(八) 街樹の補植

本年四月四日より同十二日迄に各街路に補植せし樹木數は六十二本にして各街に於ける補植數及種類並に現在數を擧ぐれば左の如し

榮街 椿 二本
蓬萊街 椿 六本
旭街 槐 二十七本
計 椿 六本
槐 二十七本
現在樹數
椿 六十六本
槐 十四本
計 八十本

命し本年七月十六日より工事に着手し翌八月廿日竣成せしが従来より一層美観を呈するに至れり

(ロ) 公園内の取締

近年内外人の大和公園へ散策を試むるもの多く殊に本年の如き在任支那人の増加に伴ひ一層其数を増すに至り従て苦力体の者の往々不体裁の服装を爲して出入し且つ草花を摘取する等園内の風致を害すること甚からしむるを以て公園常備苦力に一定の制服を着用せしめ晝夜園内を嚴重に取締らしむることとし本年六月廿七日より實行せり

(ハ) 樹木及草花の栽植

園内樹木の枯死するもの年々其数を減しつゝありしが本年は左記樹木を増植し又例年の通り金仙花、合歡木、白粉花、コスモス、日向菜等園内適等の箇所に播種栽培す

洋槐樹	(大)七十本	椿	樹	八十五本
小栢樹	五十本	次松樹	樹	百二十本
丁香	五十本	珍珠梅	樹	五十本
薔梅	五十本	山存柳	樹	五十本
計	七百二十五本			

(ニ) 兒童用椅子及電燈の寄附

本年七月普信洋行主大亦秀助氏より令嬢信子の葬儀を略し其記念として大和公園へ兒童用運動椅子二十脚を寄附せられ又東京建物會社支店より二百燭光電燈一個及取附費

(ホ) 電燈の減少

公園内電燈は従來八個点燈し居たるも秋冷の候に入り夜間園内出入者少数となりたるを以て全部に点燈の必要なきを認め本年九月一日より四個に減少せり

(ヘ) ベンチ及薔梅柵の塗替

園内各所に設置のベンチ三十個及薔梅柵三基はペンキ剥脱し且つ破損の箇所多く不体裁なりしを以て修繕及塗替費共銀四十二弗七十仙にて支那人奉徳亭に修繕及塗替を命し本年五月廿日全部終了せり

五、衛生部

(一) 傳染病患者

本年中に於ける傳染病患者は租界内に於て十五名租界外に於て三名計十八名にして昨年に比すれば六名を増加せり之れを要説すれば十二月一日壽街に於て猩紅熱患者一名發生直ちに傳染病室に收容治療し全治退院したり其他の患者は二月中にバラチフス一名、四月に腸室扶斯一名、五月に腸室扶斯及バラチフス各一名、七月にバラチフス一名、八月に腸室扶斯一名、八月にバラチフス一名、腸室扶斯二名、九月に疫痢一名、十一月に天然痘二名、十二月に天然痘二名、腸室扶斯一名發生し内腸室扶斯患者二名、赤痢患者一名、疫痢患者一名死亡し他は悉く全治せり今本年中に於ける患者の轉歸を掲ぐれば左の如し

(66)

(65)

病名	患者數	治癒	死亡
腸室扶斯	六	四	二
バラチフス	四	四	—
赤痢	二	一	—
疫痢	一	—	—
猩紅熱	一	—	—
天然痘	四	四	—
計	一八	一四	四

尙左に去る四十一年以來の傳染病患者一覽表を掲げて參考に資す
自四十二年五月間傳染病患者一覽表
至大正元年

病名	患者治癒死亡患者治癒死亡患者治癒死亡患者治癒死亡			
天然痘	—	—	—	—
假性里亞	—	—	—	—
實扶的里亞	—	—	—	—
腸室扶斯	—	—	—	—
バラチフス	—	—	—	—
發疹室扶斯	—	—	—	—
虎列拉	—	—	—	—

(68)

(67)

種痘の施行	種痘の施行
計	九
日本	八
支那	一

(二) 種痘の施行

本年五月初旬より滿洲地方に於て天然痘流行し次で當地に於ても佛國軍隊及支那人間に該患者發生し漸次流行の兆ありしを以て秋季に施行すべき種痘を繰上げ五月二十九日より六月二日迄五日間例年の通り壽街浪花座に於て施行し尙豫定期内に種痘し能はざるものに對しては六月八日、九日の二日間特に共立病院に於て施行し又支那人に對しては六月十二日より同十五日迄四日間德義樓、天安里、天仙茶園附近及開口通潔局等に便宜出張して之を施行したるに昨年に比し多數の種痘者ありて非常の好成績を得たり今種痘人員數を掲ぐれば左の如し

(三) 清潔法の施行

清潔法は毎年春秋二季に施行し來りしも昨春動亂以來租界内支那人居住者増加し爲めに不潔の箇所多く且つ傳染病豫防上臨時清潔法施行の必要を認め本年九月二日より七日迄十二日間臨時清潔法を行ひ尙春季は五月十日より廿四日迄十四日間秋季は十月七日より二十二日迄十六日間施行し其都度告示を以て日割を公告し且つ施行心得書を各

戸に配布し支那人には特に漢文にて印刷せる心得書を配布し以て嚴重なる清潔法を行ひたり

(四) 下痢症流行に關する諮問

本年初夏租界内に於て下痢症流行の兆ありしを以て同年七月五日開會の行政委員會に於て之れが原因及豫防法等に關し天津醫會に諮問する處ありしか同月十七日天津醫會々々長田村俊治氏より左の通り回答ありたるを以て之れを新聞紙上に掲載し一般居留民に警告せり

明治四十五年七月八日付を以て本會へ御諮問に相成候本年流行の下痢症の原因及是が豫防方法に付き同月十日會員を招集協議の上決定候間此段及御回答候也
明治四十五年七月十七日

天津醫會々々長 田村俊次

天津居留民團 行政委員會議長 長峰與一殿

決議事項

目下流行の下痢症患者中重症にして臨床上赤痢の疑ある者數例の細菌學検査の成績は悉く陰性なりしに徴して今回流行の下痢症は大腸加答兒と見做すも差支なし然れども斯く大腸加答兒の多發は往々眞性赤痢流行の前從たる場合多きを以て居留民一般に左の諸件を注意し之が實施に努むること緊要なりと思惟す
一、胃腸の病は寒冷より來ること多し夏期は腹巻を用ひ夜間は腹帯を充分に覆ひて就眠すること
二、冷、たる飲料を過飲する時は下痢を起す生水の飲用を禁し當地貯藏の水は之を食用となす可らず
三、未熟の果物は之を攝る可らず成熟の物と雖も過食すれば其害同一なり
四、糞具は時々日光に曬し濕氣なき様注意す可し
五、下痢病者の排泄物は必ず石灰末を撒布すべし爲し得れば下痢病者の便所を區別するを可とす
六、下痢あるものは其症の輕重を問はず早速醫上の診察を受く可し

(五) 傳染病室收容患者取扱に關する通知
本民團衛生技師福田三九三氏には前項(庶務部參照)記述の如く民團技師を辭し其立病院に備聘せられたるにつき從來同技師の担任に係る傳染病室收容患者取扱方を本年四月一日より日本共立醫院に囑託し藥部費等は從來の通り本民團に於て支辨し尙患者の希望に依り開業醫の治療を受くる場合には從前の通り患者の自辨に歸することとし其旨本年四月十九日各開業醫に通知せり

(六) 傳染病者相互通知に關する件
清國動亂以來多數支那人の各國租界内へ移住し其居住狀態が諸流行病の喚發を助け從て公衆衛生上の險妙からざるに依り是等流行病の速かに發見し且つ迅速に之れが撲滅を謀り尙各租界内の流行病狀態を知悉するの目的にて傳染病發生の際之れが届出方并に各租界相互通知に關し本年六月十八日佛國工部局より左記の通り照會ありたるを

(72)

瓦造りに改築することとし石工費銀二百十九兩六十仙にて村津市之助に請負方を命し本年五月下旬竣成せり

(八) 水道給水場の増設

從來租界内水道共用給水場は旭街に六ヶ所福島街に二ヶ所計八ヶ所の給水場を設け一給水場二時間づきの割にて三名の看守人を附し給水し來れるも水道需用者激増の爲め給水上砂なからざる時間を要し一般需用者の不便を感ずる處なりしを以て更に水道看守人一名を増して給水區域を擴張し次で給水時間を左の通り改め本年九月一日より實行せり

- 水道兵用給水時間
- 關帝廟前共用給水
 - 午前六時より同九時迄
 - 午後一時より同四時迄
- 三和洋行横共用給水
 - 午前九時より正午十二時迄
 - 午後四時より同七時迄
- 警察署前共用給水
 - 午前六時より同九時迄
 - 午後一時より同四時迄
- 田村洋行横共用給水

(71)

以て本行政委員會に於ては我國法に據り制定せられたる八種傳染病(パチフェスを含む)に限り通知することに決し其旨同工部局に回答し同時に駐屯軍病院及各開業醫に之れを通知し又他租界に於ても之れに賛同し目下各租界相互間之れが實行に努めつゝあり(照會文書等)

一、一租界に於て軍醫と市醫とを論せず傳染病的流行病患者を診察したる場合には其患者が外國人なるも軍人なるも支那人なるを問はず凡て該患者の居住する租界局理事に届出つべきこと

二、コレラ、ペスト、天然痘、デフテリア、腸室扶斯、脊隨炎の場合に於ては患者の住所姓名を届書し特記し以て衛生局をして直に消毒隔離等必要の手段を採らしめ得るの便に供すること

(七) 傳染病室内消毒室の改築
傳染病室附屬消毒室は亞鉛蓄電池の一時的建设物なりしが本年三月颶風の爲め該建物吹倒され破損使用に堪へざるに至りしを以て之を永久的建物として長三十尺巾九尺の煉

三、病疹、猩紅熱、百日咳、耳腺炎等の場合には單に患者の數を届出るを以て足れりせず
四、届出と同時に各租界の理事は相互間に其届書に關して通知を交換すべきこと
五、毎週理事は諸通知を集合し其租界内に在住する醫士全般と其租界に駐屯する軍隊の醫務長に之を報告すべし

(74)

(73)

<p>午前九時より正午十二時迄 午後四時より同七時迄 櫻村洋行横共用機 午前六時より同九時迄 午後一時より同四時迄 田添醫院横共用機 午前九時より正午十二時迄 午後四時より同七時迄 (九) 水道使用者の増加 租界内専用水道使用者数は日本人四十九戸支那人七戸計五十六戸にして此他共用給水口八ヶ所を合算すれば本年中の使用水量は前年に比し殆んど二分の一弱の増加を來せり之れ本春動亂以來租界在住の支那人増加したる結果なりとす今既往六ヶ年間に於ける給水量を掲ぐれば左の如し</p> <p style="text-align: center;">給 水 量</p> <p>年 次</p> <p>明治四十年 六、五六八、五六〇瓦魯 同 四十一年 一〇、六九八、三九〇瓦魯 同 四十二年 一、二〇四、九四〇瓦魯 同 四十三年 一三、二七七、二七〇瓦魯 同 四十四年 一九、四一〇、一七〇瓦魯</p>	<p>同 四十五年 三三、九三三、六一〇瓦魯 大正元年</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------

--	--

